

宗岡第二中学校 いじめ防止基本方針

平成30年12月26日改定
志木市立宗岡第二中学校

1 策定の趣旨

いじめ防止対策推進法第13条の規定にもとづき、平成29年3月改定文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」、平成30年3月改定「志木市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の実態に沿ったいじめ防止のための基本方針をここに策定する。

また、同法22条による校内組織の設置、取組内容の策定とその公表をとおして、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの迅速な対処に資するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とする。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめは、どの学級、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全生徒を対象に、いじめの未然防止といじめを起こさない・許さない体制づくりに努める。
- (2) お互いがお互いを必要とし、大切に思い合う中で、自己有用感を味わい、ひいては自尊感情を高めるような学級経営、学年経営、学校経営を目指す。
- (3) いじめは社会問題であるという認識に立ち、いじめを行わない・見て見ぬふりをしない・許さないという態度を確立し、お互いに思いやり尊重し合う態度を育てることを目指す。
- (4) 教師や親など大人が直接語りかけ、いじめは重大な人権侵害であることを理解させるとともに、いじめが発生した場合は、迅速かつ組織的に対応する。
- (5) いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、学校と教育委員会、保護者や地域が連携し、意見交流できる仕組みを整え、関係機関との情報・行動連携を深める。

4 いじめ防止に向けた方針推進にあたって

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、生徒が主体となって、いじめのない良好な人間関係を構築し、生徒が安心して、心豊かに生活できる学校づくりを常に目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、クラスにも、どの生徒にも起こりうることを常に意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように

- 保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら解決・指導に当たる。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対処に向けて、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
 - (4) 相談窓口を明確にするとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施し、組織をあげて生徒一人一人の状況把握に努める。
 - (5) あらゆる教育活動を通じて、生徒一人一人のコミュニケーション能力や表現力の向上に努めるとともに、生徒間で起きた様々な問題や課題に対して真摯に向き合わせ、解決の方法や手段を考えさせ、実行させ、生きる力の育成に努める。

5 いじめ対策のための校内組織

○いじめ未然防止、早期発見、早期解決にむけ、以下の組織を整えるものとする。

<p>宗岡第二中学校 いじめ問題対策委員会</p>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 校長・教頭・教務主任 <input type="checkbox"/> 生徒指導部（生徒指導主任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、校内相談員） <input type="checkbox"/> 教育相談部（教育相談主任、各学年教育相談担当教員、養護教諭、校内相談員） <input type="checkbox"/> 保護者代表（PTA 正・副会長）：必要に応じて <input type="checkbox"/> 学校運営協議会委員：必要に応じて |
|--|

※上記メンバーの他、状況により県スクールカウンセラー等を加える。

※重大事態発生の際には、教育委員会をはじめ、関係機関とのすみやかな連携のもと、支援・調査を依頼する。

※本組織の具体的な取組は、以下の通りである。

- ア いじめ防止に向けた取組の実施及びその検証等を行うこと。
- イ いじめの相談・通報の窓口となること。
- ウ 相談や通報によるいじめ情報の収集・共有と情報の発信を行うこと。
- エ いじめに関わった生徒からの事情の聴取、共通理解に基づく指導・支援、保護者や関係機関との連携の中心となること。

6 いじめ対策のための具体的な取組

- (1) 「宗岡第二中学校いじめ防止基本方針」の策定・公開
 - 市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じた基本方針を策定する。同方針には、いじめ防止等の取組の内容について定める。
 - 同方針策定後、学校だより、ホームページ等により公開し、保護者や地域の理解と協力が得られるよう努める。
- (2) いじめ根絶の観点を盛り込んだ年間行事計画の作成
 - 年間行事予定、特別活動、道徳、総合的な学習の時間の各年間計画に、いじめ防

止の観点による取組内容や取組の視点、評価の視点等を盛り込む。

- (3) いじめ防止等に取り組む組織：「宗岡第二中学校いじめ問題対策委員会」の設置
いじめ防止に実効的に取り組むための校内組織を設置する。

この校内組織は、管理職以下、全教職員の協力体制の下、教育委員会や保護者、地域と適切に連携し、いじめを根絶させる中核として機能するものとする。

- (4) いじめ問題未然防止の取組

- ① いじめられている生徒の立場で指導及び支援を行う。
- ② 学校における全教育活動を通して、生徒の豊かな心と道徳心を培うために、全教職員の共通理解のもと、道徳教育や体験活動を充実させる。
- ③ 互いに尊重しあう意識を高める人権教育を推進する。
- ④ 志をもち、自分の行動に責任をもちながら他とかかわり、思いやりや奉仕の心を育む教育に取り組む。
- ⑤ 生徒が主体的にいじめの未然防止に取り組む学校や学年、学級の体質をつくるために、次のことを実践する。
 - ア 学級活動の年間計画に、いじめについて考え話し合う時間を設ける。
 - イ いじめは絶対に許さないという断固とした教師の姿勢を語り、見せる。
 - ウ 生徒同士の日々の衝突やいさかい等のトラブルに対し、問題解決の方法や取組を常に考えさせ、実行させる。
 - エ 道徳の時間を核とした道徳教育の充実を図る。
 - オ 学校・学年行事を通して、好ましい人間関係や連帯感を築き、育てる。
 - カ 生徒会活動の一環として、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ⑥ 保護者や地域に対していじめ防止に関する理解を深めるための啓発活動を行う。
- ⑦ 宗岡第二中学校学校運営協議会、宗岡二中学区学校運営協議会、学校応援団や地域で子どもを育てる会（宗岡小・宗三小・地区町内会）、サポートチーム、朝霞警察署等との連携・協力をさらに推進する。
- ⑧ ネットいじめへの対応を推進する。

- (5) いじめ早期発見の取組

- ① 学校は、日頃から生徒の様子や行動を観察し、また、必要に応じて教育相談を行い、家庭と連携を図りながら変化の把握に努める。
- ② 学校は、いじめの実態を把握するためにアンケートを活用し、各学期等、定期的な調査をとおして、いじめの早期発見に努める。（学級アセスメント）
- ③ 学校は、生徒及び保護者がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。（相談室・保健室の活用、教育相談日の設定）
- ④ いじめの早期発見にあたっては、「New I's」中の「いじめ発見のチェックポイント」、「いじめの見極めと状況的対応」、「いじめへの取組のチェックポイント」を参考、活用し、学校を挙げて指導体制の改善に努める。

- (6) いじめへの対処

学校は、いじめに係る連絡や通報を受けた場合は、迅速かつ組織的に事実確認を

行い、いじめをやめさせるとともに、以下の対処により再発防止に努める。

① いじめを受けた生徒に対する支援、並びにその保護者に対し、情報提供と支援を行う。

② いじめを行った生徒に対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。

③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる

④ 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等について、学校では生徒全体に対する指導を行う。

被害者側からの具体的な根拠・証拠となる事実の提供があり、被害の拡大を防ぐために必要と認めた場合は、加害者側との連絡を仲介し、学校での事実確認と事実に基づく情報の削除等について指導助言を行う。

また、必要に応じて、教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関の協力や援助を求める。

⑤ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

「いじめに当たる行為が止んでいる状態が、最低3か月継続していること」

「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」。

ただし、「解消した」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態のとりえ方

いじめの被害を受けている生徒の状況に着目し、次のような場合を想定する。

① いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「心身又は財産に重大な被害」とは、例えば、

ア 生徒が自殺を企画した場合

イ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

が考えられる。

② いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつ

たときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の取組

重大事態が発生した場合、学校は原則として以下のような対処を行う。

- ア すみやかに志木市教育委員会に報告し、いじめ問題対策委員会が主体となって調査を行う。その際、必要な支援・指示を要請する。
- イ 調査によって明らかになった事実関係を、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、いじめを受けた保護者に説明する。なお、調査結果は市教委に報告する。
- ウ 事態により、警察等の関係機関と連携を図る。
- エ 全校生徒への説明、また必要に応じて全校保護者会等を開催し、事の経緯の説明や心のケアを行う。
- オ マスコミ対応においては、いじめ対応委員会の中で窓口を決め、個人情報に配慮しながら対応する。

8 学校基本方針の評価・検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について、自己評価及び学校関係者評価等を活用して検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。また、ホームページ等により情報を公開する。